

山梨県温泉飲用利用基準

1 基準の適用対象となる温泉水の成分の種類

本基準は、飲用させようとする全ての源泉及び利用施設に適用する。

飲用の許可にあたり、飲用に供しようとする温泉（以下「飲泉」という。）については、自然由来以外の原因により汚染が考えられる場合、若しくは、循環ろ過装置又はその他の設備等により循環、再生又は水質変更されている場合は飲用を認めない。

飲用の利用の許可を受けようとする場合は、表 - 1 に掲げる飲泉の水質について、飲泉口から採水したものについて分析を行い、「微生物学的衛生管理に関する項目」については、表 - 1 の基準値に適合するとともに、それ以外の項目については濃度が把握されていること。

飲泉の管理に係る管理計画を作成すること。

飲泉利用にあたり希釈等に用いる水（以下「希釈水」という。）が必要な場合は、飲泉場所に希釈水の蛇口を併設すること。希釈水に用いる水は、原則として水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道又は同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）とする。ただし、水道水以外の水を使用する場合は、山梨県食品衛生法施行条例別表第一第一号ト(1)に規定される水質検査により「飲用に適する」と認められた水とする。

2 施設の管理

(1) 微生物学的衛生管理

飲用の利用の許可を受けた温泉利用施設は、飲泉の水質及び希釈水の分析を表 - 2 に掲げる頻度で実施し、基準に適合していること及び濃度等を確認すること。飲泉の水質に異常を認めた場合は直ちに飲用を中止し、原因を排除するとともに管轄する林務環境事務所及び関係機関に連絡すること。

飲泉の分析結果は記録を作成し、3年間保存すること。

臭気、味、色度、濁度については、毎日、利用者への提供前に、次の方法により水質検査を行い、「異常でない」ことを確認すること。

< 確認方法 >

飲泉口で無色透明なガラス製コップに飲泉をとり、平常の臭気、味、色度、及び濁度と同じであること、また、源泉の平常の状態と比較して、異常でないことを確認すること。

飲泉の定期的な水質の検査について、管理計画に記載すること。

(2) 衛生管理

ア 源泉の管理

源泉孔口周辺が、衛生的に管理されること。

脱気管等の開口部が、昆虫や塵芥等により汚染されないこと。

湧出路へ表流水や浅層地下水及び下水溝の水等の浸入がないこと。
飲泉が滞留しない構造であること。
源泉の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

イ 中継槽の管理

中継槽を設置する場合は原則として飲泉専用のものとする。ただし、浴用以外の用途と共用しない場合はこの限りではない。
槽は表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が流入しない構造とし、地上に設置すること。
槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。
年1回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。（清掃する際は、各種ガス中毒を予防するために十分な換気等必要な措置を実施すること。）
飲泉が滞留しない構造であること。
中継槽の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

ウ 送（引）湯管路の管理

送（引）湯管路は、温泉の成分等により変質・腐食等を起こさない材質を用いること。
源泉から飲泉口までの配管は原則として専用のものであること。ただし、浴用以外の用途と共用しない場合はこの限りではない。
配管路は原則として地上配管とし、漏水、浸入水が目視により確認できること。
圧力計を設置し、管内圧が常にある圧力以上であることを確認できること。
飲泉が滞留しない構造であること。
送（引）湯管路の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

エ 貯湯槽の管理

貯湯槽を設置する場合は原則として飲泉専用のものとする。ただし、浴用以外の用途と共用しない場合はこの限りではない。
槽は表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が流入しない構造とし、地上に設置すること。
槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。
年1回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。（清掃する際は、各種ガス中毒を予防するために十分な換気等必要な措置を実施すること。）
飲泉が滞留しない構造であること。
貯湯槽の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

オ 飲泉用コップの管理

飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなどを用いることが望ましいが、飲用コップを繰り返し使用する場合は、飲泉専用のものとし、十分な数のコップを蓋のできるケースに保管し、使用前と使用後が明確に分かるよう管理すること。

繰り返し使用する飲用コップは、従業員により定期的に洗浄されるなど常に衛生的な状態にすること。

飲用コップの衛生的な管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

(3) 飲泉場所の限定

飲泉の湯栓等は原則として浴室以外の衛生上支障のない場所に設置すること。ただし、浴室内に設置する場合において、飲泉の湯栓等が浴槽水及び洗場等から汚染を受けない位置、構造であるときはこの限りではない。

飲泉口の蛇口等は常に開放し、飲泉が滞留しない構造であること。

飲用許容量及び希釈等の方法については、分かりやすい表現、字の大きさ等に配慮し、誤飲や過剰飲用を避ける配慮をすること。

飲泉場所であることを容易に確認できるよう掲示すること。

飲泉以外の温泉を供給する湯栓等には「飲用できない」旨を掲示すること。

飲用場所の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

(4) 飲用許容量等の明示

飲泉の禁忌症及び飲用上の注意を飲泉所に掲示すること。

飲用許容量及び希釈等の掲示については、分かりやすい表現や字の大きさ等により誤飲や過剰飲用を避けるよう配慮すること。

飲泉の1回の最大量は150mlとし、その1日の総量は500mlまでとするが、飲用許容量が複数存在する場合は、飲用許容量を成分毎に算出し、飲用許容量の最も少ない量を掲示すること。

強酸強アルカリの飲泉の希釈方法については、簡易にpHを4～10の間に調整することができる方法を掲示すること。

飲用による健康被害が発生した場合の連絡先及び通報体制を掲示すること。

健康被害の防止及び発生時の連絡体制を管理計画に記載すること。

3 記録・報告

飲用の許可を受けた者は、毎年実施する「温泉利用状況調査」に併せて、前年度の水質検査、点検等の実施状況及び事故が発生した場合はその経緯及び対応状況を「温泉飲用設備点検総括表」に取りまとめ、知事（林務環境事務所）に報告すること。

水質検査及び施設・設備の点検、改善を行った場合は、これを記録し、3年間保存するとともに、管轄する林務環境事務所から指示があった場合は速やかに報告すること。

温泉の飲用にかかる健康被害（飲泉に伴う中毒又はその疑いのある者の発生）、施設の故障、水質異常等の事故が発生した場合は、直ちに飲用を中止するとともに、管轄する林務環境事務所、保健所及び関係機関に連絡すること。

衛生上重要な影響を与える施設・設備の変更を行おうとするときは、事前（遅くとも工事着手前まで）に管轄する林務環境事務所にその内容を協議すること。併

せて、変更後は利用開始前に一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素の検査を行い、「変更の内容」に合わせて「水質検査の結果」を管轄する林務環境事務所に報告すること。

維持管理の記録・報告の内容及び様式を作成し、管理計画に記載すること。

附則

（施行期日）

この基準は、平成20年3月21日から施行する。

附則

（施行期日）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

山梨県温泉飲用利用基準別表

表 - 1 (飲泉の利用許可申請時に確認すべき水質)

項目	分析項目(1)	基準値	温泉利用基準
微生物学的衛生管理に関する項目(2)	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	
	大腸菌群	検出されないこと	
	全有機炭素(TOC)	5mg/L以下	
飲用許容量(3)が設定されている項目	ヒ素及びその化合物	含有量の確認	飲用許容量の範囲内
	銅及びその化合物	含有量の確認	飲用許容量の範囲内
	フッ素及びその化合物	含有量の確認	飲用許容量の範囲内
	鉛及びその化合物	含有量の確認	飲用許容量の範囲内
	水銀及びその化合物	含有量の確認	飲用許容量の範囲内
	遊離炭酸	含有量の確認	飲用許容量の範囲内
その他の項目	pH値	値の確認	適正な希釈量の設定 pH4～10に希釈
	味		異常でないこと
	臭気		異常でないこと
	色度		異常でないこと
	濁度		異常でないこと

1: 分析方法については、温泉利用基準(飲用利用基準)(最終改正:平成19年10月1日付け環自総発第071001002号)の分析基準による。

2: 許可申請時に提出する飲泉の水質の分析結果のうち「微生物学的衛生管理に関する項目」については、分析終了の日付が申請日から起算して1か月以内であること。

3: 飲用許容量 < 大人(16歳以上の者) >

湯治のため温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

基準の適用対象となる温泉成分	飲用の総量	成分の総摂取量
ア ヒ素を含有する温泉水(1日につき)	$0.1/A \times 1000\text{ml}$	0.1mg
イ 銅を含有する温泉水(1日につき)	$2.0/A \times 1000\text{ml}$	2.0mg
ウ フッ素を含有する温泉水(1日につき)	$1.6/A \times 1000\text{ml}$	1.6mg
エ 鉛を含有する温泉水(1日につき)	$0.2/A \times 1000\text{ml}$	0.2mg
オ 水銀を含有する温泉水(1日につき)	$0.002/A \times 1000\text{ml}$	0.002mg
カ 遊離炭酸を含有する温泉水(1回につき) (単純炭酸泉、含炭酸重曹泉等)		1000mg

Aは当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量(mg単位)の数値

飲用の総量について、算出された飲用の総量が500ml以上の場合は、温泉の1日の飲用量を超えているため、明示することを要しない。

飲用許容量は、1か月程度温泉地に滞在する通常一般の温泉利用者を対象として設定されたものであり、長期にわたり温泉を利用する地域住民等については、本基準は必ずしも適合しない場合がある。

15歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

表 - 2 (飲泉の水質及び希釈水の分析の頻度)

項目	頻度
微生物学的衛生管理に関する項目	1年に1回以上
飲用許容量が設定されている項目 源泉の状況等により季節変動が想定される項目は、これとは別に季節変動を把握することができる分析頻度を設定しその状況を把握すること。	10年に1回以上
その他の項目	1年に1回以上
希釈水(水道水以外の水の場合のみ)	1年に1回以上

